

4 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成 29 年 4 月 1 日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前 8 時30分	午後 5 時15分	正午から午後 1 時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（平成 28 年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20 日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員 1 人当たりの平均的年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区 分	平成28年	平成27年
一般行政職員	10.4 日	10.3 日
教 員	10.7 日	9.9 日
警 察 官	8.1 日	6.9 日

(注) 一般行政職員は、知事部局の状況です。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（平成 28 年度）

職員 1 人当たりの 1 月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区 分	平成28年度	平成27年度
一般行政職員	15.0時間	12.6時間
警 察 官	23.1時間	33.6時間

(注) 1 一般行政職員は、知事部局の状況です。

2 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年鳥取県条例第 50 号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇等の制度概要（平成 29 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において 5 日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
	結婚の場合	1 週間以内	国は、連続する 5 日の範囲内
	妊娠中又は産後 1 年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ 1 日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日につき 1 時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2 週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	8 週間（多胎妊娠の場合には 14 週間）以内に産産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から産産した日までの期間	国は、6 週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が産産した場合	産産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間	国と同じ
	職員が生後満 1 年 6 月に達しない生児を育てる場合	1 日 2 回各 45 分以内の期間	国は、生後 1 年に達しない子について、1 日 2 回各 30 分以内
	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い
	妻の出産の場合	3 日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2 日の範囲内
	妻の産前産後期間において、当該産産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において 5 日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	中学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（子が 2 人以上の場合は 10 日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、小学校就学前の子の看護が対象
職員が、要介護者の介護等の世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ	
忌引の場合	死亡した者との関係により定め	国は、配偶者の場合 7 日	

		る日数の範囲内でその都度必要と認める期間	(鳥取県は、10日)
	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内
	感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る(勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。)
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
病気休暇(有給)	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間(私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内)	国と同じ(勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。)
無給休暇	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし
	職員が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合(育児部分休業を承認された者を除く)	勤務時間内において1日につき2時間以内	国は、制度なし

(5) 自己啓発等休業の状況(平成28年度)

公務に係る能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に、3年を超えない範囲で休業(無給)することができます。

平成28年度については、自己啓発等休業の取得実績はありません。

(6) 修学部分休業の状況(平成28年度)

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業(1週間につき20時間以内の無給休業)を取得することができます。

平成28年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(7) 育児休業の状況(平成28年度)

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業(無給)することができます。

(単位:件)

区分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	22	132	4	131	0	9	26	272
期間延長件数	0	18	0	49	0	1	0	68
失効、取消	0	43	0	25	0	1	0	69

(8) 育児短時間勤務の状況(平成28年度)

養育する子が小学校就学までの間、短時間勤務を行うことができます。勤務時間に応じた給与となります。

(単位:件)

区分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	0	28	0	15	0	0	0	43
期間延長件数	0	9	0	10	0	0	0	19
失効、取消	0	9	0	1	0	0	0	10

(9) 旅費の制度の概要（平成29年4月1日現在）

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都 特別区等)	乙地方 (甲、丙 地方以外)	丙地方 (鳥取 県の区域内)	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
特 別 職	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
議会の議員、知事、副知事	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、取用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、労働委員会のあつせん員並びに病院事業管理者	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人、その他の特別職の職員	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数（平成28年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の3種類があります。

(単位:件)

区 分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	139	1	0	140
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	139	0	0	139
職に必要な適格性を欠く場合	0	1	0	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
教 員	74	0	0	74
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	74	0	0	74
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
警 察 官	19	0	0	19
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	19	0	0	19
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
計	232	1	0	233
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	232	0	0	232
職に必要な適格性を欠く場合	0	1	0	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(注) 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

(2) 職員の懲戒等の件数（平成28年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

(単位:件)

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	3	1	3	0	7	14
法令に違反した場合	1	0	1	0	2	9
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	1	2	0	5	4
教員	0	0	0	1	1	89
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	19
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	16
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	1	1	54
警察官	1	1	0	0	2	6
法令に違反した場合	1	1	0	0	2	6
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0
計	4	2	3	1	10	109
法令に違反した場合	2	1	1	0	4	34
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	17
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	1	2	1	6	58